

平成 31 年度から沖縄県内の一部の市町村で 産婦健康診査の公費負担が始まります！

出産は新しい家族が増えるとても喜ばしいイベントです。その一方で、出産に伴う心身の負担は大きく、産後の不調や子育てに関する不安や悩みを抱える産婦さんも少なくありません。

産後の初期段階における母子に対する支援を強化するため、産後 2 週間、産後 1 か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状況の把握等）に対して、国と市町村が健診費用の助成を行います。

平成 31 年度 産婦健康診査事業実施予定市町村（12 市町村）※H31 年 2 月 28 日時点

伊平屋村、本部町、沖縄市、うるま市、中城村、那覇市、浦添市、久米島町、渡嘉敷村、
粟国村、南大東村、北大東村

公費負担による産婦健康診査の対象となる妊婦

- ・産婦健康診査事業を実施している市町村に居住している出産後 8 週以内の産婦
- ※公費負担による産婦健康診査を受診するには、市町村の発行する「産婦健診受診票」が必要です。
- 受診票の配布や開始時期などの詳しい内容については、実施市町村にお問い合わせ下さい。

公費負担による産婦健康診査の実施機関

- ・沖縄県内に所在する産科・産婦人科医療機関で市町村の産婦健康診査を受託した医療機関
- ・沖縄県内に所在する助産所で市町村の産婦健康診査を受託した助産院（所）

公費負担による産婦健康診査の実施内容

- ・実施時期：原則として出産後 2 週間前後と出産後 1 か月前後の 2 回
- ・実施内容：①問診（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴・服薬歴等）、②診察（悪露、乳房の状態、子宮復古状況、表情・言動等）、③体重・血圧測定、④尿検査（蛋白・糖）、⑤エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）、赤ちゃんへの気持ち質問票、子育て支援チェックリスト

公費負担による産婦健康診査における留意点

- ・公費負担による産婦健康診査は、県内全ての市町村及び全ての産科医療機関等で実施できるわけではありません。そのため、市町村・産科医療機関ともに十分な説明や確認をお願いします。
- ・市町村では、産婦健診受診票の配布時や妊産婦の転入出の際に、十分な説明をお願いします。
- ・産科医療機関及び助産院では、受診希望者の住所（産婦健康診査を実施している市町村かどうか、住民票の異動をしていないか等）のご確認をお願いします。
- ・今後、公費負担による産婦健康診査を実施することになった市町村及び産科医療機関等がありましたら、隨時、沖縄県地域保健課母子保健班までご連絡下さい。